

7 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（利用者負担額といいます）なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【就労継続支援B型：利用者負担額料金表】

基本部分 定員20人以下		
就労継続支援B型サービス費 (6:1) (673円/日)		
送迎加算（Ⅰ） 送迎加算（Ⅱ）	(21円/片道) (10円/片道)	利用者の居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に加算となります。
欠席時対応加算(月4回まで) (94円/回)		利用予定日に利用を中止された時、従業者が利用者又はその家族等との連絡調整・相談援助を行った場合に加算となります。
利用者負担上限管理加算 (150円/月)		利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算となります。
初期加算(利用開始～30日を限度) (30円/日)		利用を開始した日から起算して30日以内の期間に利用した日について加算となります。
目標達成指導員配置加算 (45円/日)		目標工賃達成指導員を常勤換算で1以上配置し、手厚い人員体制で目標工賃の達成に取り組む場合に算定となります。
目標工賃達成加算 (10円/日)		県により作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、その工賃目標を達成した場合に加算となります。
福祉・介護職員等処遇改善加算 1ヶ月のサービス利用料金の合計額（加算・ 減算を含む）×加算率		障がい現場に関連する職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
重度者支援体制加算（Ⅰ） (56円/日)		前年度の障害基礎年金1級を受給者数が当該年度の利用者数の50%以上の場合
重度者支援体制加算（Ⅱ） (28円/日)		前年度の障害基礎年金1級を受給者数が当該年度の利用者数の25%以上50%未満の場合

※福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）（常勤の指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である者の割合による加算）：（Ⅰ）35%以上は15円、（Ⅱ）25%以上は10円、福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）（生活支援員のうち常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員の割合が30%以上による加算）は6円を、1日につき加算します。